

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年11月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年11月から52年3月まで

私は、22歳の時、母親の勧めにより、A町役場の窓口で国民年金の加入手続きを行い、その際、2年間は保険料をさかのぼって納付することができると役場職員から説明を受けた。数か月分の保険料を納付し、後日、さかのぼった期間の保険料を役場で納付の上、その後、未納で残った期間の保険料を特例納付した。しかし、納付記録を確認すると、未納期間がある。絶対に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、3回の厚生年金保険から国民年金への切替手続きを適正に行っている上、申立期間を除き国民年金保険料を完納していることから、保険料納付の意識が高いことがうかがえる。

また、申立人は、国民年金の加入手続きを行った際、過去2年分の国民年金保険料をさかのぼって納付することができる旨役場職員から教えられたことを鮮明に記憶している上、当時、申立人が居住していたA町では、過年度保険料を役場窓口で受領していたと同役場職員が説明していることに加え、申立期間当時に役場窓口で過年度保険料を納付したとの住民の証言もあることから、過年度保険料を役場窓口で納付することは可能であったものと考えられる。

さらに、申立人は、納付できなかった期間の保険料を特例納付し未納期間が無いようにしたと主張しているところ、社会保険事務所が保管する申立人に係る国民年金被保険者台帳には、第3回特例納付により保険料を納付した旨の記録があり、申立人の主張に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

奈良国民年金 事案 613

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、時期はよく覚えていないが、広報誌や新聞等により特別の措置として国民年金保険料の未納分を昭和 36 年までさかのぼって一括して納付することができることを知り、夫婦そろって国民年金に加入した。その後、妻が未納であった期間の保険料について、夫婦二人分をすべて納付したはずであるので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間である上、申立人夫婦は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について、国民年金保険料をすべて納付するとともに、昭和 53 年 7 月以降は付加保険料も納付しており、申立人夫婦の納付意識は高かったと考えられる。

また、申立人夫婦は、国民年金に加入した時期を明確に記憶していないものの、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿では申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和 53 年 8 月 31 日に連番で払い出されていることが確認でき、この時期は第 3 回特例納付が実施されていた時期であることから、広報誌や新聞等により特別の措置として国民年金保険料の未納分について、36 年までさかのぼって一括して納付することができることを知り加入の手続きを行い、その後、過去の未納分について夫婦二人分をすべて一括で納付したとする申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、申立人夫婦は、未納であった期間の国民年金保険料として一人分で約 80 万円を納付したとしており、これは納付時において未納とされていた昭和 36 年 4 月から 53 年 3 月までの期間の保険料である 763,200 円とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、時期はよく覚えていないが、広報誌や新聞等により特別の措置として国民年金保険料の未納分を昭和 36 年までさかのぼって一括して納付することができることを知り、夫婦そろって国民年金に加入した。その後、未納であった期間の保険料について、夫婦二人分をすべて納付したはずであるので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について、国民年金保険料をすべて納付するとともに、昭和 53 年 7 月以降は付加保険料も納付しており、申立人夫婦の納付意識は高かったと考えられる。

また、申立人夫婦は、国民年金に加入した時期を明確に記憶していないものの、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿では申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和 53 年 8 月 31 日に連番で払い出されていることが確認でき、この時期は第 3 回特例納付が実施されていた時期であることから、広報誌や新聞等により特別の措置として国民年金保険料の未納分について、36 年までさかのぼって一括して納付することができることを知り加入の手続きを行い、その後、過去の未納分について夫婦二人分をすべて一括で納付したとする申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、申立人夫婦は、未納であった期間の国民年金保険料として一人分で約 80 万円を納付したとしており、これは納付時において未納とされていた昭和 36 年 4 月から 53 年 3 月までの期間の保険料である 763,200 円とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和58年1月から同年3月まで
② 平成5年7月
③ 平成5年11月及び同年12月

私は、申立期間について、役場の職員の集金か口座振替かはっきり覚えていないが、国民年金保険料を納付していた。集金であれば、自営なので日曜以外は自宅にいたので留守であったことはなく、毎月きちんと納付していた。口座振替であれば、毎月夫の口座から夫婦二人分が引き落とされていた。納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、3か月と短期間であり、申立人の夫の国民年金保険料は納付済みとなっているとともに、前後の期間は夫婦共に納付済みである。

また、申立期間①当時、申立人の生活状況に大きな変化は無く、経済的事情により未納が生じたとは考え難く、当該申立期間①だけ未納となっていることは不自然である。

一方、申立期間②及び③について、社会保険庁の記録によると、申立人の夫の国民年金保険料も未納であることが確認でき、申立期間②及び③と同じ年度の納付済みとなっている月の国民年金保険料は夫婦共に平成7年度以降に納付されていることから、集金や口座振替による納付をしていたという申立内容とは符合しない。

また、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年8月1日から45年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を43年8月1日に訂正し、43年8月から44年10月までの標準報酬月額を6万円、同年11月から45年2月までの標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月21日から45年3月1日まで
先代の社長から、勤務中の会社を退職してA社に来てほしいと頼まれ、一日の空白もなしに昭和42年9月21日に入社した。当時、扶養家族の病気に備えて健康保険に加入しており、厚生年金保険料も併せて控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

退職金明細書の記載及び業務に精通していた申立人が工場長の地位で勤務していたとの同僚の証言から判断し、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと認められる。

また、当時、A社が加入していたB健康保険組合の健康保険資格関係証明書により、申立人は昭和43年8月1日に健康保険の被保険者資格を取得したことが確認できるところ、申立人と同時期に健康保険の被保険者資格を取得した他の従業員については、同組合の被保険者名簿及び社会保険事務所の記録により、健康保険と厚生年金保険の資格取得が同時期となっていることが確認できる。

さらに、当時の経理担当責任者も、「健康保険と厚生年金保険の加入手続を同時期に行っていた。」と証言していることから、事業主は、申立人につ

いても、健康保険及び厚生年金保険の保険料を給与から同時に控除していたと認めることができる。

また、申立期間のうち、昭和 43 年 8 月から 45 年 2 月までの標準報酬月額については、申立人に係る B 健康保険組合の記録を基に、昭和 43 年 8 月から 44 年 10 月までを 6 万円、同年 11 月から 45 年 2 月までを 6 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、整理番号の欠番は無いことから、申立人の社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い上、事業主による申立てどおりの資格取得届や健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれもの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和 45 年 3 月 1 日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は昭和 43 年 8 月から 45 年 2 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 42 年 9 月から 43 年 7 月までの期間について、事業主による当該期間の厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無いことから、これを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 306

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和30年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から31年9月1日まで

私の厚生年金保険の資格取得年月日は昭和31年9月1日となっているが、30年4月1日に入社した。給与明細は無く、厚生年金保険料の控除の記憶も無いが、健康保険及び雇用保険に加入していたので、厚生年金保険のみ未加入とは考えられない。厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「昭和30年度A社社員集合教育受講者名簿」に申立人の氏名の記載があり、事業所へ照会した結果、「申立人は短期間で退社したため、申立人に係る人事台帳は残っておらず資料は無いものの、同日に入社し人事台帳の残る社員の記録を基に考えると、申立人が申立期間当時、在籍し、給与から厚生年金保険料を控除していたと思われる」との回答が得られ、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和31年9月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間に係る被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立てどおりの被保険者資格取得届が提出された場合には、

その後、二度の被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主が、昭和 31 年 9 月 1 日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 30 年 4 月から 31 年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から同年 9 月までの期間、51 年 10 月から 52 年 3 月までの期間、53 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 55 年 4 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月まで
③ 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで
④ 昭和 55 年 4 月から 59 年 3 月まで

昭和 41 年に国民年金の加入手続をしてから 59 年ころまで、毎回、妻の保険料と一緒に、役所の徴収員に集金してもらっていたのに、妻だけが納付済みであったり、二人とも未納になっていたりしており納得できない。また、昭和 57 年度は、私だけ申請免除の記録となっているが、そのような手続を行ったことは無く、保険料を納付した。申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、区役所又は市役所の徴収員に夫婦二人分の保険料を一緒に納付したと主張するのみで、申立期間①、②、③及び④について、一緒に納付したこと以外の具体的な納付方法や納付金額についての記憶が定かでない。

また、申立人には、4つの期間で合計 63 か月に及ぶ申立期間以外にも、合計 114 か月の未納期間が認められ、さらに、一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻についても、申立人に係る申立期間の一部が未納であるほか、妻にも、その申立期間以外に 184 か月の未納期間が認められる。

申立期間①及び②について、申立人は、一貫して区の徴収員に夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の妻の国民年

金手帳記号番号は、昭和 53 年 2 月 15 日に払い出されていることが確認でき、申立期間①及び②について、申立人の妻は、当時、国民年金に未加入であったことから、夫婦の保険料を一緒に納付したとの主張は不自然である。

また、申立期間②及び③について、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳によると、昭和 51 年度及び 52 年度の摘要欄に、当該年度の未納保険料について、納付催告を行った旨が記載されており、申立人は、自身の保険料未納について認識できていたものと考えられる。

さらに、申立期間④について、申立人は、この期間の直前の昭和 55 年 3 月に A 区から B 市へ転出しているところ、申立期間④についても、A 区に居住していた期間と同様に市役所の徴収員に夫婦の保険料を納付していたと主張しているが、B 市では、49 年 3 月をもって国民年金保険料の納付制度を、徴収員による収納から納付書による納付に変更しており、保険料の納付方法に関する申立人の主張は、この事実と符合しない。

加えて、申立人は、保険料納付の免除申請を行った覚えが無く、申立期間④のうち、申請免除の記録となっている昭和 57 年度も保険料を納付したと主張しているが、B 市が保管している国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所が保管している国民年金被保険者台帳のいずれにも、同年度は申請免除である旨の記録があり、行政の記録管理に不自然なところはみられず、一方、申立人には、同年度に、申請免除の手続を行わず保険料を納付したことをうかがわせる事情はみられない。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①、②、③及び④の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 7 月から同年 9 月までの期間、54 年 7 月から 55 年 3 月までの期間及び 56 年 12 月から 57 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 53 年 7 月から同年 9 月まで
③ 昭和 54 年 7 月から 55 年 3 月まで
④ 昭和 56 年 12 月から 57 年 3 月まで

昭和 52 年ころに国民年金の加入手続をしてから 59 年ころまで、毎回、夫の保険料と一緒に、役所の徴収員に集金してもらっていたのに、夫だけが納付済みであったり、二人とも未納になっていたりしており納得できない。申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、区役所又は市役所の徴収員に夫婦二人分の保険料を一緒に納付したと主張するのみで、申立期間①、②、③及び④について、一緒に納付したこと以外の具体的な納付方法や納付金額についての記憶が定かでない。

また、申立人には、4つの期間で合計 19 か月に及ぶ申立期間以外にも、合計 184 か月の未納期間が認められ、さらに、一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫についても、申立人に係る申立期間の一部が未納であるほか、夫にも、その申立期間以外に 114 か月の未納期間が認められる。

申立期間①及び②について、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳によると、昭和 52 年度及び 53 年度の摘要欄に、当該年度の未納保険料について、納付催告を行った旨が記載されており、申立人は、自身の保険料未納について認識できていたものと考えられる。

また、申立期間③について、申立人の夫は、この期間の保険料を納付済み

であるが、同人が保管している領収証書を見ると、現年度納付を行うことのできる最後の月である昭和 55 年 4 月に 9 か月分をまとめて市役所で納付していることが確認でき、集金により夫婦二人分の保険料を納付したとする納付方法とは符合しない。

さらに、申立期間④については、申立人と一緒に保険料を納付していたとする夫についても未納となっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①、②、③及び④の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 58 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 58 年 4 月まで
昭和 58 年ごろに、未納であった申立期間に係る国民年金保険料の納付書を社会保険事務所から送付されたので、郵便局で確かに納付した。納付記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年ごろに、申立期間に係る国民年金保険料の納付書が社会保険事務所から送付され、当該納付書を使って最寄りの郵便局で保険料を一括納付したと述べているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 2 年 7 月 2 日に払い出されていることが確認でき、当該時点において、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、それより前に申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、年金手帳は 1 冊しか交付された記憶が無いとしているところ、当該手帳には、申立人が初めて国民年金の被保険者となった日が平成元年 1 月 11 日である旨記載され、これは、社会保険庁のオンライン記録とも符合し、このことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、社会保険事務所から納付書が送付される前に、どのように国民年金の加入手続を行ったのかを記憶していない上、納付したとする金額も、申立期間の保険料額と相違する。

加えて、国民年金に未加入の者に対して、しかも、特例納付実施期間外に 6 年以上の期間にわたる納付書を社会保険事務所が作成し送付するとは考え

難い。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から46年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年3月から46年4月まで
亡くなった母が申立期間の保険料を納付してくれていた。加入手続や納付方法、納付場所については全く分からない。申立期間が未納となっていることに納得できない。

なお、旧姓の漢字の読み方が難しいので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料が未納となっている婚姻前の期間について、特に旧姓の漢字の読み方が難しいので、納付記録が誤って管理されていないかよく調査してほしい旨申し立てており、社会保険庁のオンライン記録を基に、考えられる十数通りの旧姓の読み方で氏名検索を行ったが、申立期間について、申立人に該当する記録は無い。

また、申立人が申立期間に居住していた住所地の市役所は、「被保険者名簿の索引簿に申立人の名前は記載が無く、申立人が国民年金に加入し保険料を納付していた形跡が無い。」としている上、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿でも、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、自分が20歳のころに、申立人に代わり母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料についてもすべて母が納付し続けてくれたと主張しており、申立人自身は国民年金の加入手続や保険料納付に関与していないため、申立人の母が亡くなった現在、国民年金の加入手続の時期や保険料の納付方法、納付した保険料の金額等の状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、20 歳になってから結婚するまでの国民年金保険料は、姉と兄の保険料と一緒に父親が納付してくれていたと思っている。姉と兄の申立期間の保険料は納付されているのに、私の記録が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月から、申立人の父親が国民年金保険料を納付してくれたはずであると主張しているが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の最初の国民年金手帳記号番号は 40 年 6 月 11 日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料が納付済みとなっている申立人の姉及び兄と一緒に申立人の保険料も納付されているはずであると主張しているが、申立人の姉二人及び兄の三人は昭和 37 年 1 月 24 日に連番で国民年金手帳記号番号が払い出されており、この時期申立人は国民年金に加入していないため、一緒に保険料を納付することはできず、申立内容とは符合せず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 1 日から 42 年 7 月 1 日まで
社会保険事務所で A 社に勤務していたときの標準報酬月額を調べてもらったところ、実際の給与の額と比べて非常に少ないことが分かった。
申立期間当時は長距離運転手として勤務し、15 万円から 18 万円の給与が支給されていたので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社で勤務していた申立期間の標準報酬月額について、支給されていた給与と比べて低い金額であると申立てているものの、申立期間のうち昭和 37 年 10 月から 40 年 4 月までの期間については、申立人に係る標準報酬月額は、当時の厚生年金保険の標準報酬月額の上限である 3 万 6,000 円となっており、社会保険事務所で保管している同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の同僚についても当時において同額の標準報酬月額であることが確認できる。

また、同名簿により、申立人の入社時の標準報酬月額は、申立人と同時期に入社した同僚と同額であり、その後も他の同僚と同様に昇給していることが確認できるとともに、上記の標準報酬月額の上限であった期間以外の申立期間についても、同時期に申立人と同じ長距離運転手として勤務していた複数の同僚と申立人の標準報酬月額には大きな差違は見られず、申立人の標準報酬月額のみが不合理である事情はうかがえない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿とオンライン記録の標準報酬月額は一致しており、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額の記録管理に不自然さは見られない。

加えて、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを示す関連資料は無く、当該事業所において当時の資料は無く詳細は不明であるとともに、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月21日から21年2月2日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。
学校を卒業してA社（申立期間前はB社。現在はC社）に入社し、退職する昭和23年2月まで継続して勤務していたのに途中6か月間の厚生年金保険の記録が無いのは納得できない。
厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学校を卒業後A社に入社し、継続して勤務していたと主張しているが、複数の元同僚は、「戦前、A社はB社という軍需工場であり、昭和20年8月の終戦に伴い、残務整理をする者を残し、大半の人員は退職となった。」と証言しており、社会保険事務所が保管している同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、大半の従業員が同年8月に資格を喪失している上、申立人も同年8月21日に資格喪失となっていることが確認できる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できた厚生年金保険の資格が継続している元従業員の大半が年配者であり、複数の元同僚からは、「残務整理として会社に残った人は主任以上で職位は高かった。」との証言が得られ、申立人も「申立期間当時は、17歳で一般職員であり、終戦後の昭和20年8月にB社の従業員の大半が退職した。」と述べている。

さらに、申立人は、「私と同年齢で、同じく経理事務を担当していた元同僚も申立期間において継続して一緒に勤務していた。」と述べているが、同名簿により、当該元同僚に係る厚生年金保険の記録は、申立人と同様に昭和

20年8月21日に資格を喪失し、その後、数か月間の空白期間の後に、再度、資格取得となっていることが確認できる上、申立人と同日に被保険者資格を喪失した別の元同僚は、「退職の際に、数か月後に再雇用する旨の説明を受け、再就職した。」と供述している。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、ほかに申立人の申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 10 月 1 日から 11 年 6 月 15 日まで
私は、平成 12 年 10 月に、裁定請求のため、社会保険事務所に出向いた。その際、社会保険事務所の階段の踊り場で出会った男性職員が、標準報酬月額の記録を訂正処理した旨を一方的に伝えてきた。その時、男性職員の表情が変わったことを覚えている。社会保険事務所が勝手に引き下げた申立期間の標準報酬月額の記録訂正を求めたい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、社会保険庁の記録によれば、平成 11 年 6 月 16 日に適用事業所に該当しなくなっており、その約 8 か月後の 12 年 2 月 8 日に、申立人の 10 年 10 月から 11 年 5 月までの標準報酬月額を 44 万円から 24 万円に遡及して訂正されたことが確認できる。

一方、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として、同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険事務所の記録及び同社の閉鎖登記簿謄本により認められる。

また、申立人は、当時、A社は、経営状態が悪化し厚生年金保険料を納付することが困難な状況にあり、滞納保険料の納付方法及び標準報酬月額の記録訂正について、社会保険事務所との間で協議していたとしている。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人は、当時、自らの標準報酬月額に係る記録訂正が行われることを知りうる立場にありながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 310

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年4月から20年3月まで

A商業高校に在学中、勤労奉仕や学徒動員でB社C工場やD工場で勤務した。空襲で丸焼けになりすべてを失ったため資料はないが、戦後、同高校で600円ぐらい受領した。調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が在学していたA商業高校の記念誌及び在籍証明から、申立人が、学徒動員としてB社C工場に従事していたことは推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、申立人は厚生年金保険料の控除は分からないと述べている。

また、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、学徒動員については厚生年金保険の被保険者から除外される取扱いとなっている。

さらに、申立てに係る事業所においても、当時のことは不明としており、申立人に関する関連資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 9 月 1 日から 40 年 6 月 4 日まで
② 昭和 40 年 8 月 2 日から 45 年 2 月 1 日まで

私は、厚生年金保険に加入していたことさえ知らなかった。脱退手当金を受給した記憶は無いので、厚生年金保険の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間②に係る事業所の被保険者名簿において、申立人の資格喪失した年度の前々2年間（昭和 42 年 4 月から 47 年 3 月までの5年間）に資格喪失し、脱退手当金受給資格のある女性被保険者4名の支給記録を調査したところ、資格喪失した翌月に他の事業所に勤務し厚生年金保険に加入していた1名を除き、3名に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から3か月以内に脱退手当金が支給決定されていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者原票には「脱退手当金支給済」と表示があるとともに、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和 45 年 5 月 15 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。